

臼杵市サテライトオフィス 開設支援事業補助金



企業等が取り組む多様な働き方を促進し、本市における産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、市内にサテライトオフィス等を開設する事業者に対し補助金を交付します。

補助対象業種・補助対象者

【補助対象業種】

ソフトウェア業、情報処置・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業、機械設計業

【補助対象者】

以下の要件を全て満たす事業者

1. 市外に本社又は本店を有し、市内で新たにサテライトオフィス等を開設する者
 2. 申請時において3年以上継続して事業を行っており、サテライトオフィス等を設置した後3年以上計画的に事業を実施することが見込まれる者
 3. 新たに設置するサテライトオフィス等に役員又は従業員を2人以上置く者
- ※サテライトオフィス等とは、企業等が本社から離れた場所に設置する小規模なオフィスであり、遠隔勤務ができるよう通信機能等を整えた事務所のことです。

ただし、以下のいずれかに該当する事業者は補助対象者となりません。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業又は公序良俗に反する事業を営む者
- ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- ・ 国、県、市その他機関から補助対象事業について同様の趣旨の他の補助金等を受けている者

補助対象経費

補助率 上限

開設費	運営費	人件費
新たに設置するサテライトオフィス等に係る改修、購入又は新築に要する経費	新たに設置するサテライトオフィス等に係る賃借料、通信費及び機器使用料	新たに設置するサテライトオフィス等に係る人件費（臼杵市民を新たに雇用又は従業員が市内に転入）
補助率：1/2 上限：75万円	補助率：1/2 上限：5万円／月 期間：最大3年間	補助額：1人につき10万円 上限：50万円

申請方法

以下の書類を揃え、募集期限までに申請してください。
（申請書は臼杵市ホームページからダウンロードしてください。）

- 指定事業者指定申請書（様式第1号）
- 法人にあっては、会社概要、定款、登記事項全部証明書及び直近の3事業年度の財務諸表
- 個人事業主にあっては、業務内容が確認できる資料、住民票の写し及び直近の3事業年度の所得を示す書類
- サテライトオフィス等の賃貸契約書又は売買契約書の写し
- 補助対象経費に係る見積書又はこれに準ずる書類の写し
- 従業員名簿